

令和 6 年度

福岡市早良保健所運営協議会

日 時 令和6年5月22日(水)
18時30分～

場 所 早 良 保 健 所 講 堂

福 岡 市 早 良 保 健 所

【 会 次 第 】

I 開 会

II 保健所長あいさつ

III 委員自己紹介

IV 早良保健所関係役付職員紹介

V 議題

令和5年度事業報告について ……………6

【健康課】

- (1) 感染症業務 ……………5
- (2) 精神保健福祉業務 ……………6
- (3) 母子保健業務 ……………8
- (4) 原子爆弾被爆者・指定難病患者・肝炎治療等に
事務及び難病対策 ……………9
- (5) 成人及び高齢者保健・健康づくり事業 ……………10
- (6) 地区組織活動 ……………14

【衛生課】

- (1) 環境衛生業務 ……………15
- (2) 食品衛生業務 ……………16
- (3) 医薬務業務 ……………18
- (4) 市民啓発事業 ……………19

【地域保健福祉課】

- (1) 健康教育・健康相談 ……………21
- (2) 地区組織活動 ……………24
- (3) 家庭訪問 ……………24
- (4) 地域包括ケアシステム構築への取り組み ……………25

VI 報告事項

保健所一元化について

○早良保健所運営協議会委員名簿

(令和5年2月1日～令和7年1月31日)

(五十音順、敬称略)

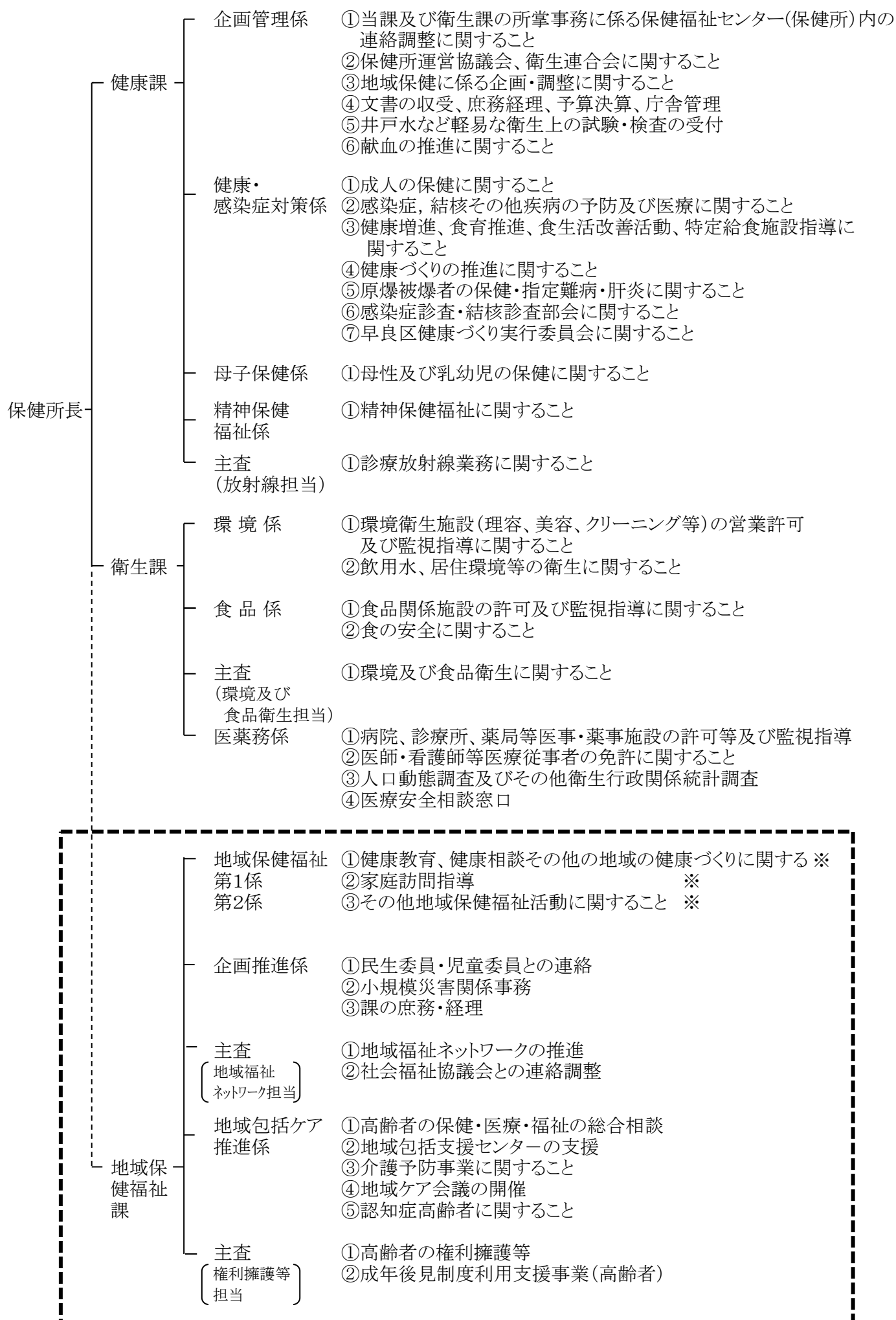
	氏 名	団体名および役職	備考
	荒 木 与 一	福岡市食品衛生協会 副会長	
	石 橋 正 次	早良区薬剤師会会長	
	石 本 優 子	市議会議員	
	井 藤 良 光	早良区民生委員児童委員協議会会長	
	岩 井 智 子	早良区公民館長会(有田公民館長)	
	梅 野 隆 治	早良区自治協議会会長会 会計監事	
	緒 方 豊 子	早良区男女共同参画をすすめる会 副会長	
	壽 崎 明 日 香	福岡県栄養士会福岡支部企画運営委員	
	田 中 え み 子	福岡県看護協会 福岡4地区支部長	(新)
	長 ハ ル	早良区老人クラブ連合会 女性部長兼副会長	
	椿 ユ リ 子	福岡市保育協会早良区保育園園長会(第二高取保育園園長)	
	とみなが ひろゆき	市議会議員	
	中 四 良	早良区歯科医師会会長	
	中 山 郁 美	市議会議員	
	蓮 尾 章	早良警察署生活安全課長	
	平 山 正 利	福岡県理容生活衛生同業組合早良支部相談役	
	藤 田 智 徳	福岡市立小学校長会(室見小学校長)	
	牧 角 和 宏	早良区医師会会長	
	森 田 育 功	福岡市中学校校長会早良区校長会(早良中学校長)	
	吉 田 和 代	早良区衛生連合会 常任理事	

○早良保健所役付職員名簿

令和6年4月1日現在

所 属	職 名	氏 名	
早良保健所	所 長	衣 笠 有 紀	(新) 保健医療局 健康医療部長兼務
健 康 課	課 長	平 川 笑 美	
	企画管理係長	藤 雅 之	
	健康・感染症対策係長	日 野 有 美 香	(新)
	母子保健係長	松 本 友 美	
	精神保健福祉係長	澁 田 奈 緒	
	主査(放射線担当)	西 田 美 季	城南区・西区兼務
衛 生 課	課 長	中 島 裕 子	
	環境係長	大 江 慎	
	食品係長	高 塚 公 章	
	主査(環境及び食品衛生担当)	長 谷 川 祐 介	
	医薬務係長	池 尻 康 孝	
地域保健福祉課	課 長	宮 本 悦 子	(新)
	地域保健福祉第1係長	生 座 本 理 子	
	地域保健福祉第2係長	上 野 和 紀	
	企画推進係長	西 田 由 美 子	(新)
	主査(地域福祉ネットワーク担当)	渡 辺 順 子	
	地域包括ケア推進係長	遠 矢 真	
	主査(権利擁護等担当)	赤 司 泰 久	

○早良保健所の機構及び事務分掌（令和6年4月1日）



は保健福祉センター所管

※ 一部保健所長所掌事務

○職員配置表

令和6年4月15日現在

区 分		職員数	職 種 別 内 訳								有資格者(再掲)	
			医 師	事 務 職	保 健 師	助 産 師	管 理 栄 養 士	診 療 放 射 線 技 師	衛 生 管 理	獣 医 師	薬 劑 師	
所 長	現員	1	1									
	定員	1	1									
健 康 課	健康課長	現員	1		1							
		定員	1		1							
	企画管理係	現員	3	3								
		定員	3	3								
	健康・感染症対策係	現員	7	1	4		1					
		定員	7	1	4		1					
	母子保健係	現員	2		2							
		定員	2		2							
	精神保健福祉係	現員	4		4							
		定員	4		4							
	主査	現員	1					1				
		定員	1					1				
	計	現員	18	1	4	11	0	1	1	0	0	0
		定員	18	1	4	11	0	1	1	0	-	-
衛 生 課	衛生課長	現員	1						1			
		定員	1						1			
	環 境 係	現員	2						2			
		定員	2						2			
	食 品 係	現員	4						4	1		
		定員	4						4			
	主査	現員	1						1			
		定員	1						1			
	医薬務係	現員	2						2		1	
		定員	2						2			
	計	現員	10	0	0	0	0	0	10	1	1	
		定員	10	0	0	0	0	0	10	-	-	
地 域 保 健 福 祉 課	地域保健福祉課長	現員	1		1							
		定員	1		1							
	地域保健福祉第1係	現員	6		6							
		定員	6		6							
	地域保健福祉第2係	現員	6		6							
		定員	6		6							
	企画推進係	現員	2	2								
		定員	2	2								
	主査 (地域福祉ネットワーク担当)	現員	1	1								
		定員	1	1								
	地域包括ケア推進係	現員	2		2							
		定員	2		2							
	主査 (権利擁護等担当)	現員	1	1								
		定員	1	1								
	計	現員	19	0	4	15	0	0	0	0	0	0
		定員	19	0	4	15	0	0	0	-	-	
合 計	現員	48	2	8	26	0	1	1	10	1	1	
	定員	48	2	8	26	0	1	1	10	-	-	

議題 1 令和5年度事業報告について

健康課

(1) 感染症業務

① 感染症対策

感染症法に基づく防疫活動、予防・衛生教育、研修会や相談事業等、H I V 抗原抗体検査、クラミジア抗原検査、梅毒血清反応検査、B・C型肝炎検査等を実施している。

なお、感染症の届出件数は、次のとおりである。

ア 感染症発生状況		(件)	
分 類	病 名	令和5年度	令和4年度
一類感染症 (7 疾病)	エボラ出血熱,ペストなど	0	0
二類感染症 (7 疾病)	結核 ※1	31	24
三類感染症 (5 疾病)	腸管出血性大腸菌感染症	9	18
	細菌性赤痢	0	0
	腸チフス	0	0
四類感染症 (4 4 疾病)	レジオネラ症	1	3
	E型肝炎	0	0
	A型肝炎	0	1
	デング熱	1	0
五類感染症 (4 9 疾病) 全数把握は 2 4 疾患	アメーバ赤痢	0	2
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	0	1
	クロイツフェルト・ヤコブ病	0	0
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	0	1
	後天性免疫不全症候群	1	0
	侵襲性肺炎球菌感染症	1	0
	水痘（入院例に限る）	0	2
	麻疹	0	0
	風しん	0	0
	梅毒	38	16
新型インフルエンザ等 感染症	新型コロナウイルス感染症※2	166	38, 343

※1 結核は潜在性結核感染症を含む

注：潜在性結核感染症（L T B I）とは、結核を発病していないが、結核菌に感染している状態を指す。

※2 令和2年1月28日 指定感染症に制定。

令和3年2月13日 新型インフルエンザ等感染症へ分類変更。

令和4年9月26日 発生届出の対象が全数から入院患者・高齢者・リスク患者等に変更。

令和5年5月8日 5類感染症へ変更。（定点報告へ変更）

イ HIV抗原・抗体検査数 (件・人)

区 分	早良保健所		福岡市	
	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度
検査件数	142	172	2,880	1,984
陽性者数	0	0	8	12

ウ その他の検査件数 (件)

検査名	早良保健所	
	令和5年度	令和4年度
クラミジア抗原検査 (～H31.4月抗体検査)	129	149
梅毒血清反応検査	145	173
B型肝炎検査	23	22
C型肝炎検査	23	22

② 結核対策

ア 結核健診

結核患者の早期発見・早期治療のため、結核に関する正しい知識の普及・啓発と健康診断等を実施した。

区分	対象		令和5年度	令和4年度
定期健診	65歳以上の市民と、結核蔓延防止のために特に必要な者		839	876
管理健診	結核登録票に登録されている者		11	13
接触者健診	結核患者との接触者	胸部エックス線検査	99	153
		I G R A 検査	78	70
		Q F T T - S P O T	0	0

イ 新登録者数

区分		0 ～19歳	20 ～39歳	40 ～59歳	60 ～79歳	80歳～	合計
令和4年度	結核患者	1	3	2	1	5	12
	LTBI	0	6	3	2	1	12
令和5年度	結核患者	0	3	2	3	13	21
	LTBI	1	5	1	2	1	10

ウ DOTS (直接服薬確認療法)

治療の成功と多剤耐性結核の発生防止のため、結核患者への確実な服薬指導を実施した。

(2) 精神保健福祉業務

① 精神保健福祉相談等事業

心の健康づくりや精神疾患の早期発見・早期治療の促進を目的に精神科医による定例相談や相談員による常時相談、家庭訪問を実施した。

また、精神疾患に対する理解を深め、地域の支援体制づくりの構築を目的に健康教育や会議等を実施した。

ア 健康相談

- ・心の健康相談（2回/月） 精神科医師による面接相談
- ・常時相談 相談員による電話・面接

(件)

	令和5年度			令和4年度		
	来所	電話	合計	来所	電話	合計
心の健康相談（定例）	18		18	4		4
常時相談	8,710	6,445	15,155	7,955	6,900	14,855
定例＋常時相談	8,728	6,445	15,173	7,959	6,900	14,859

注：令和5年度の数値は、令和6年3月末現在暫定数。

イ 家庭訪問

(件)

	令和5年度		令和4年度	
	実数	延べ数	実数	延べ数
家庭訪問件数	20	38	20	33

注：令和5年度の数値は、令和6年3月末現在暫定数。

ウ 健康教育（区主催分）

	令和5年度		令和4年度	
	開催数（回）	参加者数（人）	開催数（回）	参加者数（人）
こころの病 家族教室・家族交流会	6	46	8	79
うつ病予防教室	3	64	2	9

エ 会議等

	令和5年度		令和4年度	
	開催数（回）	参加者数（人）	開催数（回）	参加者数（人）
事例検討会	47	282	37	202

オ アルコール保健対策

平成27年2月に改正された「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」に基づき、飲酒運転初回違反者を対象に適正飲酒の面接指導の実施。

(件)

	令和5年度	令和4年度
適正飲酒指導	4	8

② 精神保健医療・福祉

ア 精神保健福祉法に基づき措置入院に関する調査、診察立会、事務処理等の実施

	令和5年度	令和4年度
通報等件数	90	69
措置診察実施件数	38	24
緊急措置診察件数	12	13

注：令和5年度の数値は、令和6年3月末現在暫定数。

イ 精神障がい者の社会復帰・在宅福祉サービス

自立支援医療（精神通院公費負担）、精神障害者福祉手帳の申請・交付及び障がい福祉サービスの申請・交付・相談。

	令和5年度	令和4年度
自立支援医療利用者数	4,483	4,270
精神保健福祉手帳所持者数	3,227	2,920
障がい福祉サービス利用件数	2,753	2,589

注：令和5年度の数値は、令和6年3月末現在暫定数。

(3) 母子保健業務

① 子育て世代包括支援センター

健康課・地域保健福祉課・子育て支援課の3課を「子育て世代包括支援センター」として位置づけ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を強化している。

妊娠届出時に全妊婦と面談し、妊娠期から支援が必要な妊婦を把握し地域保健福祉課、子育て支援課等と連携して支援を実施している。

ア 母子健康手帳の交付

(件)

事業名	令和5年度	令和4年度
妊娠届出数（個別交付）	1,430	1,526

イ 妊娠届出からの支援状況

(件)

	令和5年度	令和4年度
妊娠届出件数	1,430	1,526
妊娠届出から支援に繋がった件数	149 (10.4%)	182 (11.9%)

② 母子の健全育成

乳児のいるすべての家庭に、生後4か月頃までに助産師や保健師が家庭訪問する乳児家庭全戸訪問事業を実施すると共に、継続的な支援が必要な妊産婦・乳幼児等への訪問や指導を実施している。また、母子の健全育成や育児不安の軽減を図るために、乳幼児健診、健康教育、育児相談等を実施している。

ア 乳幼児健診

事業名		令和5年度		令和4年度	
		開催回数	受診者数 (受診率)	開催回数	受診者数 (受診率)
健診	4か月児健診	医療機関委託	1,537 (97.6%)	医療機関委託	1,563 (98.3%)
	1歳6か月児健診	48	1,616 (98.9%)	医療機関委託	1,705 (100.2%)
	3歳児健診	60	1,793 (98.7%)	72	1,888 (97.5%)
幼児精神精密検査		63	延203	69	延220

注：4か月児健診はR2年5月から医療機関委託
令和5年度は3月末暫定数

イ 歯科保健

乳幼児健診の中で、歯科検診と相談を行った。

	令和5年度		令和4年度	
1歳6か月児 歯科検診	48回	1,616人	54回	1,704人
3歳児 歯科検診	60回	1,792人	72回	1,887人

ウ 母子健康教育・訪問指導等

事業名	令和5年度		令和4年度	
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
マタニティスクール（集団）	21	341	18	133
家族計画指導（個別）	—	1,231	—	742
乳児家庭全戸訪問（新生児訪問）	—	2,477	—	2,104

（４） 原子爆弾被爆者・指定難病患者・肝炎治療等に係る事務及び難病対策

○原子爆弾被爆者や指定難病医療及び肝炎インターフェロン治療・核酸アナログ製剤治療に係る諸申請の窓口としての事務を行った。

（人）

事業別		令和5年度	令和4年度
原子爆弾被爆者手帳所持者			268
指定難病医療受給者証所持者	新規申請	322	274
	受給総数	1,759	1,670
C型肝炎治療受給者証申請者		12	30
B型肝炎治療受給者証申請者		171	200

注：斜線部分は現在（令和6年5月時点）集計中。

○難病対策の一環として、早良区難病講演会「特発性間質性肺炎について」を実施した。

日時：令和5年9月20日（水）14：00～15：30

場所：早良市民センター視聴覚室

講師：福岡大学医学部呼吸器内科学教授 藤田昌樹先生

参加人数：55名

（５） 成人及び高齢者保健・健康づくり事業

① 健診等

住民の健康増進を目的として特定健診・特定保健指導や、各種がん検診を行った。

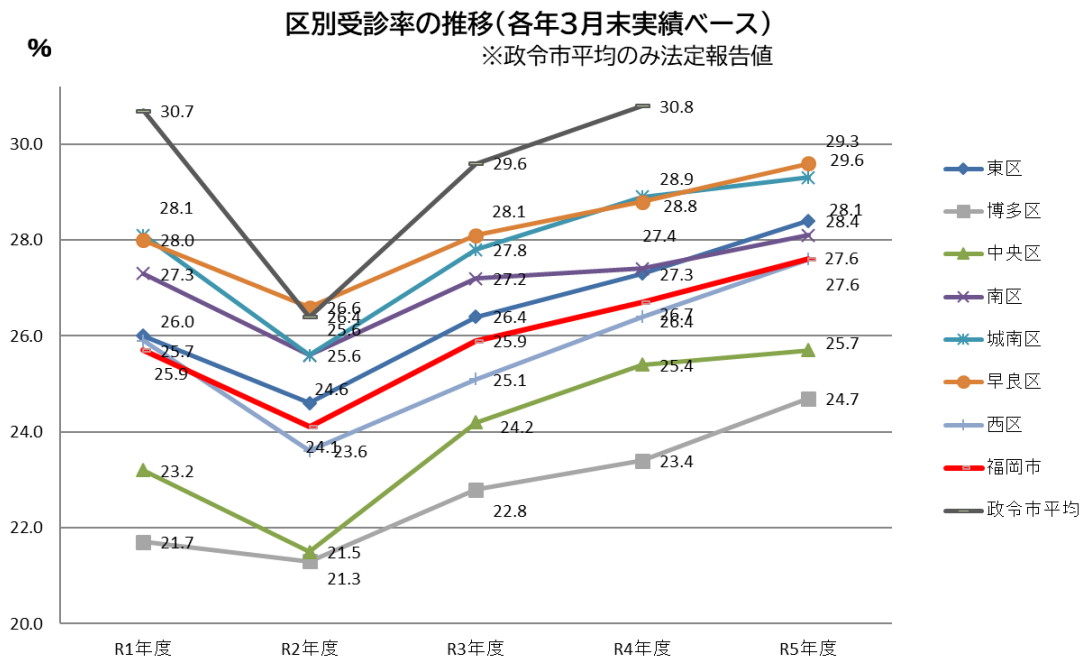
ア 特定健診・特定保健指導 ・受診者数

年度	区 分	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	メタボリックシンドローム	
					予備軍 (人)	該当者 (人)
令和4年度	福岡市	177,413	49,682	28.0	6,024	9,060
	早良区	26,804	7,990	29.8	965	1,498
令和5年度	福岡市	198,205	54,726	27.6		
	早良区	29,758	8,796	29.6		

注：令和5年度の数は令和6年3月末暫定値。

斜線部分は現在（令和6年5月時点）集計中。

令和4年度の数は法定報告値。（市国民健康保険の資格の取得・喪失の精査、除外規定者（長期入院者等）の整理等を行い、翌年度年秋ごろ確定する数値。）



イ がん検診等

年 度		令和 5 年度		令和 4 年度	
		福岡市	早良区	福岡市	早良区
胃がん	保健福祉センター等		718	6,916	572
	医療機関			20,434	2,580
	計		718	27,350	3,152
子宮頸がん	保健福祉センター等		1,046	10,125	886
	医療機関			42,387	5,474
	計		1,046	52,512	6,360
乳がん	保健福祉センター等		1,049	10,019	892
	医療機関			11,238	487
	計		1,049	21,257	1,379
大腸がん	保健福祉センター等		1,643	14,664	1,383
	医療機関			23,657	3,448
	計		1,643	38,321	4,831
肺がん	保健福祉センター等		1,896	16,431	1,622

注：斜線部分は現在（令和 6 年 5 月時点）集計中。

② 健康づくり

ア 健康づくり月間事業

保健衛生思想の普及啓発及び保健事業の円滑な推進を図り、市民の健康づくりに資することを目的に、10月を「福岡市健康づくり月間」として定め、地域団体等の代表者で組織する「早良区健康づくり実行委員会」による啓発事業等を実施した。

○啓発事業

「さあ！はじめよう健康づくり」をテーマに運動・栄養・健診に関するポスターとチラシの掲示、啓発物配布

場所：早良区役所、早良保健所、入部出張所、ともてらす早良（早良南地域交流センター）

期間：令和 5 年 10 月 2 日（月）～10 月 30 日（月）

啓発物配布個数：1,260 個（チラシ及びマスク）



区役所



保健所



入部出張所



ともてらす早良

○健康づくり講演会

「笑い与健康」をテーマに落語家による講演会を実施した。

日時：令和5年10月18日（水）13：30～15：00

場所：早良保健所1階講堂

内容：健康落語～笑い「顔」には福来る～ 講師：内浜落語会 粗忽家 勘心氏

参加人数：48人



○健診受診啓発事業

保健福祉センターで実施したよかドック・がん検診会場で、「血管年齢測定」と「託児」を実施した。

イ 生活習慣病予防月間事業

福岡市では2月の1か月間を「福岡市生活習慣病予防月間」として定め、市民一人ひとりの生活習慣病予防に関する意識の高揚を促すことを目的として地域団体等の代表者で組織する「早良区健康づくり実行委員会」により啓発等を実施した。

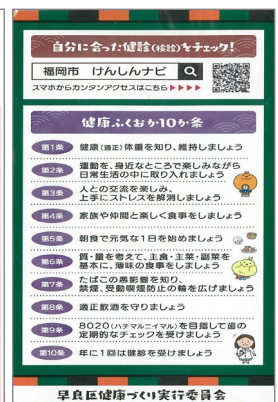
○啓発事業

ポスターとチラシの掲示、啓発物配布

令和6年2月5日（月）～2月29日（木）啓発物配布個数：320個（チラシ及びマスク）



区役所及び保健福祉センターに掲示



啓発物チラシ

○健診受診啓発事業

ともてらす早良（早良南地域交流センター）で実施したよかドック・がん検診会場で、血管年齢測定を実施した。

骨粗鬆症予防のために保健福祉センター内で骨粗鬆症検査を実施した。

区 分	令和 5 年度		令和 4 年度	
	回数	人数	回数	人数
よかドック 30	—		—	432 人
骨粗鬆症検査	23 回	967 人	23 回	909 人

注：斜線部分は現在（令和 6 年 5 月時点）集計中。

ウ 栄養改善対策

（ア）特定保健指導・母子保健事業等の中で栄養指導や栄養相談を実施した。

事 業 別			令和 5 年度		令和 4 年度	
栄養 改善	相談	母子	903 人		801 人	
		成人	1,258 人		1,173 人	
	教育	母子	45 回	590 人	36 回	243 人
		成人	66 回	1,248 人	61 回	973 人

（イ）給食施設等指導

給食施設指導延数		特定給食施設		小規模給食施設
		1 回100食以上又は 1 日250食以上	1 回300食以上又は 1 日750食以上	1 回50食以上又は 1 日100食以上
令和 4 年度	立入・電話等での 個別指導	1 施設	0 施設	5 施設
	従事者研修会	25 施設（27 名）	5 施設（5 名）	18 施設（18 名）
令和 5 年度	立入・電話等での 個別指導	11 施設	1 施設	6 施設
	従事者研修会	37 施設（44 名）	8 施設（13 名）	43 施設（44 名）

※令和 4 年度・令和 5 年度とも、書面による確認を全施設に実施した（1 回／年）

（ウ）健康増進法に基づく特定保健用食品、特別用途食品及び栄養表示基準に関する相談・指導と保健機能食品の普及啓発及び相談・指導を行った。

エ 食育推進事業

（ア）各団体による情報共有のための食育推進ネットワーク会議を開催した。

（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 4 年度は中止。）

事 業 名	令和 5 年度		令和 4 年度	
食育推進ネットワーク会議	1 回	6 団体	—	—

（イ）地域での食生活改善活動を担うボランティア養成のため、食生活改善推進員養成教室を開催した。また、食生活改善推進員を対象に研修を実施した。

事 業 名	令和 5 年度		令和 4 年度	
食生活改善推進員協議会推進事業	20 回	348 人	20 回	352 人
食生活改善推進員養成教室	8 回	79 人	8 回	69 人

オ サザエさん通り みんなで食育推進事業

市民の健全な食習慣を支援するため、三世代が楽しく食卓を囲むサザエさん一家をイメージして、幼児期から高齢期まで、各ライフステージに応じた「サザエさん通り食育レシピ集」を発行し、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけ、実践できるようレシピ集を活用した情報提供を行った。（平成26年度より実施）

【令和5年度事業内容】

（ア）レシピ集を活用した食育の取り組み

各ライフステージ別の食育レシピ集（第1集「幼児期・子ども期」、第2集「若者期」、第3集「成人期」、第4集「高齢期」）を活用した取り組みを行った。

事業名	令和5年度		令和4年度	
レシピ動画の配信	8回		4回	
公民館等での食育講習会（出前講座）	4回	161人	—	—
食育講演会	1回	60人	—	—

注：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和4年度は食育講習会および食育講演会は中止。

（6） 地区組織活動

○ 校区献血

各校区が実施する校区献血事業について、各校区や日本赤十字血液センターとの連絡調整、ポスターや回覧用チラシの作成等の支援を行った。

	令和5年度	令和4年度
実施校区数	23	22
献血参加人数	995	989
献血人数	900	870

衛 生 課

(1) 環境衛生業務

① 監視指導等

旅館、公衆浴場、理容所、美容所、水道施設等に対し、施設の衛生水準の維持・向上のため、立入検査や浴槽水等の細菌・化学検査、維持管理報告書の審査を行った。

ア 監視対象施設数及び監視件数

	令和 5 年度		令和 4 年度	
	施設数	監視件数	施設数	監視件数
興行場	5	0	5	2
旅館	16	24	14	9
公衆浴場	11	23	9	12
理容所	147	41	150	54
美容所	349	81	343	122
クリーニング所	108	12	112	14
専用水道	11	18	10	8
簡易専用水道	376	37	377	23
特定建築物	50	10	48	10
畜舎・家さん舎	4	0	4	4
温泉利用施設	4	5	4	6
遊泳用プール	6	16	6	4
社会福祉施設・病院等	407	59	397	37
計	1,494	326	1,479	305

イ 行政検収等結果

	令和 5 年度			令和 4 年度		備考
	検査 施設数	不適 施設数	不適内容	検査 施設数	不適 施設数	
興行場	0	0		1	1	水道水
旅館	4	0		4	0	浴槽水
公衆浴場	9	0		6	1	浴槽水
専用水道	9	0		6	0	飲用水
簡易専用水道	19	2	残留塩素	12	1	水道水
遊泳用プール	8	1	残留塩素	2	2	プール水
社会福祉施設・病院等	18	5	残留塩素 レジオネラ属菌	23	4	浴槽水
計	67	8		54	9	

② 市民相談

営業施設の衛生面に関する苦情に対し、施設調査や改善の指導を行った。

また、飲用水やダニ・カビ、シックハウスなど住まいに関する相談に対し、対処方法等の助言を行った。

苦情相談件数

相談内容	令和5年度	令和4年度
旅館	1	0
公衆浴場	0	2
理容所・美容所	1	1
プール	0	0
飲用水（井戸水を除く）	5	6
井戸水	11	22
ダニ・カビ、シックハウス	2	2
その他	14	28
計	34	61



残留塩素の検査

（２） 食品衛生業務

① 監視指導

食品関係営業施設、学校・病院・社会福祉施設などの集団給食施設の衛生検査（立入検査）や早良区内で製造・流通している食品の収去検査（抜き取り検査）を行った。

また、令和3年6月に改正食品衛生法が施行され、食品関係施設の許可や届出の体系が変更された。

ア 監視対象施設数及び監視件数

	令和5年度		令和4年度	
	施設数	監視件数	施設数	監視件数
食品衛生法許可施設（飲食店営業等）	2,388	794	2,309	802
食品衛生法届出施設（食品販売業等）	1,277	127	1,222	165
（再掲） 集団給食施設	113	19	105	18
計	3,665	921	3,531	967

イ 食品の収去検査件数

	令和5年度		令和4年度	
	検査数	不適	検査数	不適
魚介類	15	0	12	0
冷凍食品	2	0	2	0
魚介類加工品	5	0	6	0
肉・卵類及び加工品	18	0	15	0
アイスクリーム類・氷果	10	0	6	0
穀類及びその加工品	17	0	13	0
野菜・果物及びその加工品	31	0	19	0
菓子類	16	0	16	0
その他の食品等	13	0	6	0
計	127	0	95	0

② 食中毒対策

食中毒疑い患者発生の情報に基づき、原因究明や健康被害の拡大防止・再発防止のため、早良区内の関連施設や患者の調査を行い、指導を行った。

また、発生件数の多いカンピロバクターによる食中毒や患者数の多いノロウイルスによる食中毒予防対策として、食品関係施設に対し、衛生検査や衛生講習会において、食肉の十分な加熱や衛生的な取扱い、調理従事者の手洗いや健康管理の徹底等の指導を行った。消費者に対しては、出前講座や市政だより、チラシ等により、加熱不十分な食肉を食べることによる危険性や手洗いの重要性について啓発を行った。

ア 食中毒発生状況

	令和5年度		令和4年度	
	福岡市	早良区(内数)	福岡市	早良区(内数)
発生件数 (件)	56 (アニサキス 30) カンピロバクター 17 ノロウイルス 4 クトア 2 その他の病原大腸菌 1 ウェルシュ菌 1 その他の細菌 1	10 (アニサキス 6) カンピロバクター 1 ノロウイルス 2 その他の病原大腸菌 1	42 (アニサキス 30) カンピロバクター 11 ノロウイルス 1	11 (アニサキス 10) カンピロバクター 1
患者数(人)	305	66	544	17

イ 衛生講習会開催状況

	令和5年度		令和4年度	
	回数	参加者数	回数	参加者数
食品衛生講習会	3	19	3	25

※上記以外にオンライン講習会での受講者数は、286名（令和5年度）

③ 市民相談

飲食を原因とする体調異常や異物混入等の相談に対し、施設調査や食品検査を行った。

・苦情相談件数

相談内容	令和5年度	令和4年度
表示	1	1
体調異常	17	16
異物混入	5	4
異臭・異味	2	3
腐敗・変敗	0	1
食品取扱不良	7	9
カビ	1	0
その他	5	4
計（受付件数）※	38	38

※1件の相談受付で複数相談あり

(3) 医薬務業務

① 医事施設・薬事施設の許可等事務及び監視指導

市民への適切な医療や医薬品等の提供を目的として、医療機関等の医事施設や薬局等の薬事施設に対し、関係法令に基づく許可や届出受理、県への進達事務を行うとともに、施設管理の状況や構造設備の状況、人員等について、定期に又は必要に応じて立入検査を行った。

ア 医事施設数及び監視件数

		令和5年度		令和4年度	
		施設数	監視件数	施設数	監視件数
病院		13	17	13	15
有床診療所		20	9	21	8
無床診療所		204	58	198	44
歯科診療所		148	34	148	37
助産所※ ¹		6	0	6	1
施術所	あんま・はり・きゅう※ ¹	200	7	199	2
	柔道整復業	95	5	93	8
歯科技工所		38	1	37	1
衛生検査所		2	1	3	0
計		726	132	718	116

※1 「助産所」、「あんま・はり・きゅう」の施設数には、出張のみの事業所数を含む

イ 薬事施設数及び監視件数

		令和5年度		令和4年度	
		施設数	監視件数	施設数	監視件数
薬局		149	41	144	40
医薬品販売業※ ¹		42	26	43	23
毒物劇物販売業		42	9	41	20
医療機器販売業		789	22	775	38
再生医療等製品販売業※ ¹		1	0	1	—
計		1,023	98	1,004	121

※1 医薬品販売業のうち卸売販売業、配置販売業及び再生医療等製品販売業は県所管

② 医療従事者等免許事務

医療従事者等に関する厚生労働大臣免許や県知事免許の申請受付、進達、交付事務を行った。

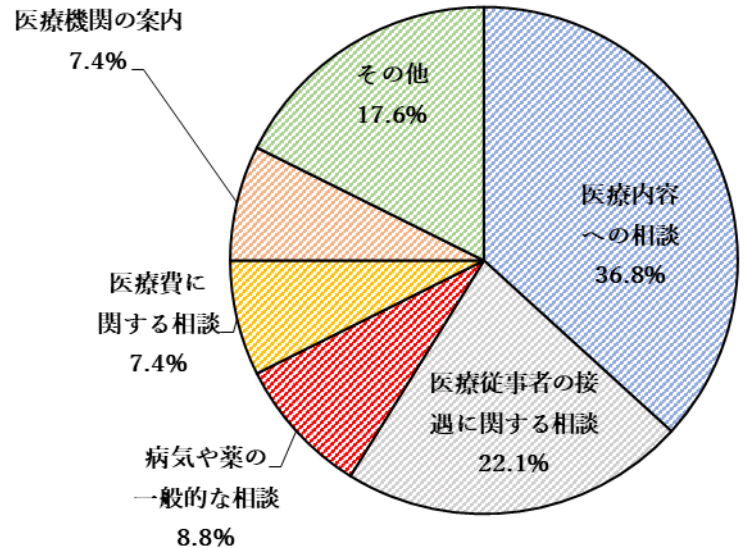
	令和5年度	令和4年度
医師・歯科医師・薬剤師	128	129
看護師・准看護師・助産師・保健師	321	287
理学療法士・作業療法士等	78	91
栄養士・管理栄養士	63	65
計	590	572

③ 医療安全相談

医療の安全と信頼の向上を目的として、市民からの医療等に関する問合せや苦情、相談への対応を行った。

	令和5年度	令和4年度
相談件数	68	139

令和5年度相談内容の内訳



④ 衛生統計調査

厚生労働省が施策の企画立案における基礎資料とするために実施する人口動態調査その他各種衛生行政調査について、内容を精査・集計し、厚生労働省に報告を行った。

人口動態調査

	令和5年	令和4年
出 生	1,544	1,578
死 亡	2,206	2,120
婚 姻	794	868
離 婚	380	337

(4) 市民啓発事業

講座や講習会を実施するほか市政だよりやホームページ、フェイスブックなどを活用して、安全で快適な住まいづくりや食中毒予防、食の安全、医薬品適正使用に関する市民啓発を行った。また、「手洗いチェッカー」の貸出し等を行い、正しい手洗いについて普及啓発を行った。

① 体験型講座

開催日	内 容	参加人数
7月上旬～ 8月下旬	食品衛生月間行事（リスクコミュニケーション事業） 「みんなでつくろう手打ちそば（お家の衛生検査もできるよ）」 ・ 郵送したキットを用いた、調理器具や手指の細菌検査の実施 ・ 食中毒予防について	20 人

② 講習会

名 称	令和 5 年度	令和 4 年度
出前講座等	3 回 (59 人)	2 回 (15 人)
バザー講習会	4 回 (149 人)	2 回 (100 人)
マタニティスクール・離乳食教室	20 回 (288 人)	12 回 (116 人)
医薬品に関する啓発講習会	1 回 (19 人)	1 回 (12 人)
社会福祉施設保健衛生講習※	99 施設 326 人	104 施設 266 人

※インターネットに掲載した食品衛生、環境衛生及び感染症に関する動画等を活用した講習

③ フェイスブック等での主な啓発内容

ア 環境衛生に関すること

- ・シックハウス症候群にご注意を
- ・梅雨時のダニ・カビの発生を抑えましょう
- ・プール利用時の注意点
- ・年に 1 回は井戸水の検査をしましょう
- ・冬用の布団を使う前にお手入れをしましょう
- ・ヘアカラーによるアレルギーにご注意を！
- ・まつげエクステンションを安全に楽しむために
- ・加湿器の使い方にご注意を！

イ 食品衛生に関すること

- ・加熱不十分な鶏肉による食中毒に注意！
- ・8 月は食品衛生月間です
- ・アニサキスによる食中毒に注意

④ 手洗いチェッカー体験者数【手の洗い残しゼロチャレンジ】

令和 5 年度	令和 4 年度
614 人	123 人

地域保健福祉課

(1) 健康教育・健康相談

①母子保健

事業名	令和5年度		令和4年度	
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
母子保健教育	79	1,475	65	1035
子育て交流サロン支援	33	598	22	331
育児サークル支援	1	18	1	13
子どもプラザ健康教育	0	0	1	20
その他の母子保健教育	45	859	41	671
母子保健相談	85	659	56	385
子育て交流サロン支援	45	358	31	220
育児サークル支援	1	13	1	10
子どもプラザ専門相談	0	0	1	5
その他の母子保健相談	39	288	23	150
母子地区組織活動	39	301	33	279

事業名	令和5年度		令和4年度	
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
母子巡回健康相談	67	921	65	667
子育て安心教室	6	174	6	113
発達障がい気になる子どもと その保護者のサロン「もちもち」	14	204	13	157

事業名	令和5年度		令和4年度	
	家庭数	延訪問回数	家庭数	延訪問回数
養育支援訪問事業	13	118	12	120

事業名	内 容	参加者
子育て講演会	開催日 : 令和5年10月4日(水) 講演会演題 : 「その子らしさを大切に ～発達障がい気になる幼児への関わり方～」 講師 : 福岡市立発達障がい者支援センター所長 橋本 文 氏	61名

② 成人保健

「健康日本21福岡市計画」（令和3年8月からは福岡市保健福祉総合計画）に則り、地域と保健福祉センターが協働し、健康づくりの推進に取り組んでいる。

事業内容		令和5年度		令和4年度	
		開催回数 (回)	参加者 (人)	開催回数 (回)	参加者 (人)
健康教育	がん予防	1	11	3	67
	病態別教育	9	370	6	107
	生活習慣病予防	9	273	13	422
	運動	30	980	29	1050
	心の健康	5	162	3	123
	地区組織活動	158	1147	138	1186
	その他	12	314	14	241
	機会教育（特定健診受診勧奨など）	184	3,347	117	2045
健康相談		34	466	38	560

早良区ウォーキング推進事業

ア 各校区ウォーキンググループ及びウォーキング大会支援

- ・ウォーキンググループ…16グループ
- ・ウォーキング大会等……開催回数19回、参加者705人

イ ウォーキンググループ交流会

開催日：令和5年11月28日

参加者：11人

講話：「安全で効果的なウォーキングについて」

講師：健康運動指導士 健康づくりサポートセンター 荒木 智子氏

場所：福岡市早良南地域交流センター「ともてらす早良」

ウ ウォーキングマップを活用した健康づくり推進事業

特定健診の結果説明時や健康講座等で早良区ウォーキングマップの配布などを行った。

③ 高齢者保健

ア 介護予防事業

高齢者が要介護状態及び要支援になることを予防、また悪化防止することを目的に、高齢者が健康で生き活きとした生活を営むことができるよう、介護予防教室やフレイル予防教室、自主活動をしているふれあいサロン支援などを通して、高齢者の状態に応じた介護予防・健康づくりの支援を行った。

事業名	内 容	令和5年度		令和4年度	
		開催回数 (回)	参加者 (人)	開催回数 (回)	参加者 (人)
生き活き講座	健康づくり・介護予防をテーマとした講座を地域に出向いて実施する。	179	3,228	169	2,908
地域リハビリテーション活動支援事業	運動等に関する知識・実技の提供、体力評価等の実施	9	129	1	25
フレイル予防教室 (令和4年度は運動からはじめる認知症予防教室)	フレイル予防の意識の醸成をはかるとともに、予防への継続的な取組みを促すための教室をシリーズで実施する。	25	265	26	337
介護予防教室	虚弱高齢者への介護予防教室をシリーズで実施する。	45	242	45	230
高齢者元気づくり応援事業	各シリーズの教室から立ち上がった自主グループ同士の交流、意見交換の場を作り、グループ活動の継続支援を実施。	1	25	1	27
地区組織活動・ボランティア育成等	介護予防事業に関する地域との打ち合わせなど	99	1,517	53	1135
高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施	フレイル状態者の把握とフレイル予防健康教育(試行事業)	2	34	1	19

イ 高齢者の元気づくりを応援する「よかトレ実践ステーション」の創出
よかトレ実践ステーション創出数 25 校区 111 団体 (令和6年3月末時点)

ウ 認知症関連事業

認知症について正しい知識の普及を図るとともに、認知症の人や家族を支え、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進するための講座を行った。

(ア) 認知症サポーター養成講座

認知症に関する正しい知識を持ち、地域などで認知症の人や家族を支援する「認知症サポーター(応援者)」を養成した。

令和5年度	令和4年度
25回 参加者数 1,028人	12回 参加者数 486人

(イ) 認知症初期集中支援推進事業

認知症に係る専門的な知識・技能を有する医師の指導の下、複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、観察・評価・家族支援等の初期の支援を集中的に行い、自立生活のサポートを行う。(早良区チーム員：医師1名、言語聴覚士1名、介護福祉士1名)

令和5年度	令和4年度
対象者数 20人	対象者数 16人

(2) 地区組織活動

○ 保健福祉事業懇談会

校区の保健概況を踏まえて、衛生連合会を中心に校区の各種団体代表と一年間の保健福祉事業の取り組みを振り返りながら、区の保健福祉問題・課題について情報を共有し、地域と共働による保健福祉事業の推進をめざすため、毎年、保健福祉事業懇談会を開催している。

【出席者】

- ・ 校区側 保健福祉活動に関わる団体代表者
- ・ 行政等 地域保健福祉課、健康課、地域支援課、いきいきセンターふくおか、区社会福祉協議会等

【内 容】

- ・ 校区保健概況
- ・ 前年度保健福祉事業の取り組み報告と次年度保健福祉事業取り組み計画について
 - a. 保健事業 b. 公民館、校区役員等の活動 c. 地域包括支援センター事業
- ・ 地域包括ケアに関する取り組み
- ・ 意見交換またはグループワーク

	令和5年度	令和4年度
校区保健福祉事業懇談会	実施24校区 (※内野・曲淵校区は同時開催)	実施25校区 (※内野・曲淵校区は同時開催)

(3) 家庭訪問

低出生体重児・新生児・乳幼児や妊産婦、乳幼児健診の未受診者及びフォロー者に対し家庭訪問を行い、健全な子育てのための支援や育児不安の解消、子どもの虐待防止に努めた。

また、生活習慣病、精神疾患、結核患者等に対し個別の健康支援を行った。

種 別	令和5年度		令和4年度	
	実数(人)	延数(人)	実数(人)	延数(人)
妊婦（保健師訪問）	32	55	23	29
産婦・乳幼児等母子（保健師訪問）	898	1,210	760	1,033
長期療養児・心身障がい児	4	8	7	8
精神障がい者	8	28	8	22
成人（高齢者・認知症等含む）	21	23	18	24
結核（家族含む）	33	71	30	66
難病	0	0	1	2

(4) 地域包括ケアシステム構築への取り組み

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において、安心・安全に生活が続けられるよう、保健(予防)、医療、介護、生活支援、住まいの5つのサービスが継続的かつ包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを実施した。

①地域ケア会議

会議名称	令和5年度	令和4年度
個別支援会議(個別レベル)	62回	79回
高齢者地域支援会議(小学校区レベル)	14回	13回
圏域連携会議(概ね中学校レベル)	8回	1回
地域包括ケア推進会議(区レベル)	1回	1回
〃 在宅医療・介護部会	1回	1回
〃 権利擁護部会	1回	1回
〃 生活支援・介護予防部会	1回	1回

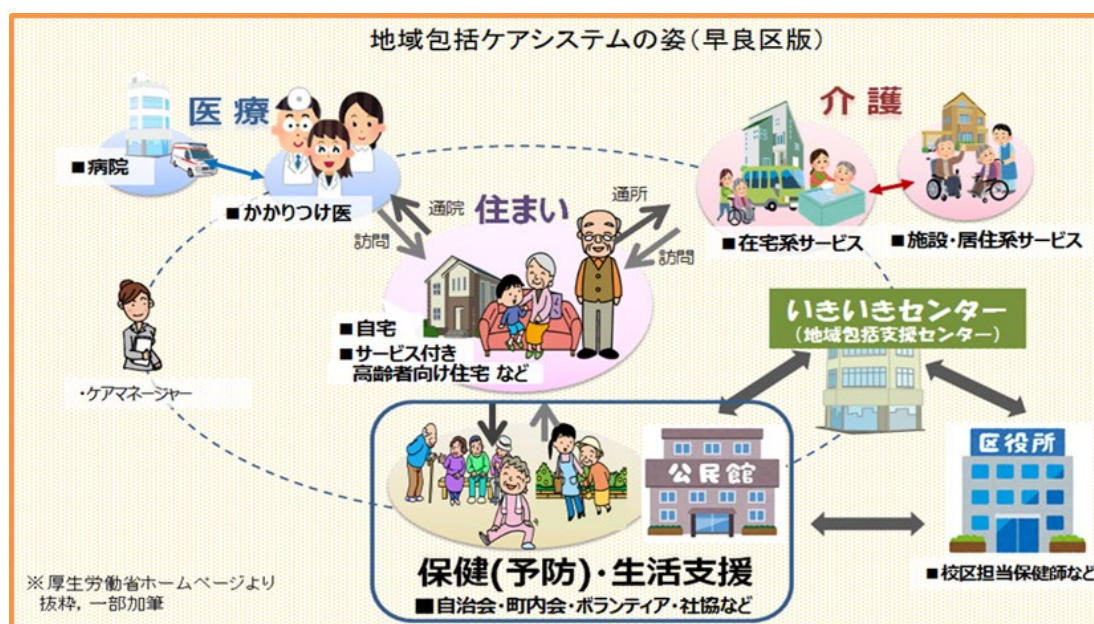
②在宅医療・介護連携の推進に関する取り組み

名称	令和5年度	令和4年度
多職種連携研修会	3回	3回(ハイブリッド)
市民啓発講座	1回	1回(ハイブリッド)

ハイブリッド…オンライン研修と対面研修を同時開催する研修形態のこと

③区の特徴ある取り組み

- ・公民館を主体とした「地域包括ケア関連講座」を実施。地域の専門職と連携して講座を開催。
- ・認知症啓発映画を公民館で上映。
- ・早良区歯科医師会・福岡歯科大学・福岡県歯科衛生士会と連携し「オーラルフレイル予防事業」実施。リーフレット作成。



○福岡市保健所運営協議会条例

昭和30年 3 月25日

条例第23号

改正 昭和31年11月12日条例第56号

昭和55年 3 月31日条例第23号

平成 6 年 9 月22日条例第55号

平成 9 年 3 月31日条例第17号

(設置)

第1条 地域保健法(昭和22年法律第101号)第11条の規定に基づき、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議するため、保健所に保健所運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(平成9 条例17・全改)

(協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、その置かれた保健所の名称による。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、任期中であっても委員を解任することができる。

(昭和55条例23・一部改正)

(組織)

第4条 協議会に会長1名、副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

(運営)

第5条 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

第7条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、その置かれた保健所において行う。

(昭和31条例56・全改)

(その他)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭和31条例56・全改)

附 則

この条例は、昭和30年4月1日から施行する。

附 則(昭和31年11月12日条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年3月31日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の福岡市保健所運営協議会条例の規定は、この条例の施行の日以後の任命に係る委員の任期について適用し、同日前の任命に係る委員の任期については、なお従前の例による。

附 則(平成6年9月22日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月31日条例第17号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

○福岡市保健所運営協議会条例施行規則

昭和32年2月28日

規則第2号

第1条 この規則は、福岡市保健所運営協議会条例（昭和30年福岡市条例第23号）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 保健所運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、20名以内とする。但し、一の協議会の委員が他の協議会の委員となることを妨げない。

2 協議会の委員は、関係行政機関、医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者又は職員、学識経験者その他適当と認める者のうちから市長が任命する。

第3条 協議会は、年3回これを開催する。但し、特別の事由があるときは、この限りでない。

2 協議会の招集は、開催の日前3日までに委員に通知するものとする。

第4条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

第5条 関係職員及び議事に関係のある者は、会長の承認を得て会議に出席し、意見を述べることができる。

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 地域保健法（抜粋）

第三章 保健所

（平六法八四・章名追加）

第五条 保健所は、都道府県、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市その他の政令で定める市又は特別区が、これを設置する。

② 都道府県は、前項の規定により保健所を設置する場合においては、保健医療に係る施策と社会福祉に係る施策との有機的な連携を図るため、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第二項第九号に規定する区域及び介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十八条第二項に規定する区域を参酌して、保健所の所管区域を設定しなければならない。

（平六法八四・旧第一条繰下・一部改正、平六法四九・平六法八四・平九法一二四・平一八法八四・平二三法三七・平二三法七二・一部改正）

第十一条 第五条第一項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。